

ふるさと納税について

ふるさと納税とは、自分が応援したい自治体（市町村）への寄附金制度のことです。その寄附金は使い道を選ぶことができ、税金と同様、自治体の魅力ある事業に活用されます。ふるさと納税は、奈良市民も奈良市にふるさと納税することができます。ふるさと納税では、自己負担の2,000円を除いた金額が税金から控除されます。翌年度の住民税からの控除（来年6月から1年間、住民税※1が減額される）となります。

※1 確定申告される場合は一部所得税からも控除されますが、税額控除される合計金額は同じです。

（例）ふるさと納税を3万円する場合

3万円ふるさと納税すると、翌年度の税金は $(30,000 - 2,000 =)$ 約28,000円控除されます。28,000 ÷ 12 = 2,333円 1か月約2,333円減額されます。10万円ふるさと納税された場合、約98,000円が減額されます。つまり、2,000円でお礼の品をもらえることになるのです。

※ただし、ふるさと納税で控除を受けられる金額には、限度額があります。（個人によって違います。）また、端数処理の関係で多少異なる場合がございますのでご注意ください。

ふるさと納税の方法

①公金払込書でする場合

「奈良市ふるさと応援寄附」申込書記入後 奈良市納税課（FAX：0742-34-5499）へファックスしてください。

※「奈良市ふるさと応援寄附」申込書は[本校ホームページ](#)、奈良市ホームページからダウンロードできますし、「ふるさと納税のご案内」パンフレットの裏表紙を活用ください。

※ふるさとチョイスサイトからも納付書での寄附も選択できます。

②クレジット決済の場合

インターネットで『ふるさとチョイス 奈良市』で検索して「使い道」や「お礼の品」を確認の上、申込みフォームへ進んでいただくか、本校のホームページ、奈良市ホームページ、奈良市教育委員会ホームページから、<ふるさと納税申し込みフォーム>に入ってください。

※ワンストップ特例制度

自身で確定申告の必要がない方（サラリーマン）で、かつ1年のふるさと納税寄附先が5自治体以内の方はこの制度を活用すれば、確定申告の必要はありません。

寄附金受領証明書

納付が確認されると「寄附金受領証明書」が送られてきます。年金受給の方や自営業等の方は、確定申告に必要なものです。

※ワンストップ特例制度を活用する方は、一緒に送られてくる「申告特例申請書」に記入・押印とマイナンバー関連資料を添付の上、奈良市納税課に提出ください。このワンストップ特例制度を申請後に確定申告（医療控除等で）することになった場合は、ふるさと納税「寄附金受領証明書」が必要になってきますので、大切に保管しておいてください。

お礼の品について（返礼品）

寄附金の額に合わせてリストから選ぶことができます。（本校ホームページの[奈良市ふるさと納税](#)のバナーをクリックして、お礼の品リスト参照。あるいは、「ふるさと納税のご案内」パンフレット参照。）

（例）5万円ふるさと納税される場合、1万円から3品、2万円から1品というように寄附金額の範囲内で複数のお礼の品の組み合わせが可能です。

お礼の品を選択されますと60%が母校応援事業に充てられます。

なお、返礼品を辞退されると全額が本校の応援寄付に充てられます。